

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
1	前見返 1	3 章 p.90	<u>2年前</u>	<u>6年前</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載
2	前見返 1	3 章 p.90	<u>2年前</u>	<u>6年前</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載
3	1 1	3	<u>年5分の利率</u>	<u>法定の利率</u> <u>p.79</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4	1 8	1 2	意思能力のない人が行った法律行為は無効となる。	意思能力のない人が行った法律行為は無効である（民3の2）。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
5	2 6	表 民法上 の取り 扱い	この分類により、 <u>売り主の瑕疵担保</u> <u>責任や危険負担な</u> <u>p.73 p.74</u> どの点でその取り扱いに重要な違いが生ずる。	この分類により、 <u>所有権の移転や引渡義務の内容など</u> の点でその取り扱いに重要な違いが生ずる。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6	3 4	3	その権利の行使や移転に、証券の所持が必要	その権利の行使や移転に、証券の所持 <u>や交付</u> が必要		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
7	4 3	3	美觀	美感		誤記等
8	4 8	1 8	創作時から死後 <u>50</u> 年まで存続	創作時から死後 <u>70</u> 年まで存続		客観的事情の変更（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律[平成28年法律第108号]による著作権法の改正）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
9	4 9	2 9	美觀	美感		誤記等

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
10	53	側注 約款	 約款 定型的な契約の内容が あらかじめ決められてい る場合の契約条項のこと。	アドバイス 広く「約款」とよばれるもののうち、民法は、一部のものに限定し「定型約款」として規制している。定型約款は、定型取引（不特定多数の者を相手方として行う取引で、内容が画一的であることが双方にとって合理的なもの）において、契約の内容とすることを目的として準備されたものである。契約当事者が、定型約款を契約の内容とする合意をするか、定型約款を準備した者があからじめ定型約款の内容を契約の内容とする旨を表示していたときは、原則として、契約当事者は、定型約款の個別の条項について合意したものとみなされる（民548条の2①）。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
11	54	23 ～ 24	そのような相手方を保護する必要がないので、意思表示は無効となる(民93)。	そのような相手方を保護する必要がないので、意思表示は無効となる(民93①)。この意思表示の無効は、善意の第三者に主張することができない(民93②)。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載
12	56	6 ～ 11	契約の内容や相手方など、法律行為の内容の重要な部分(要素)に関して錯誤があった場合に、表意者を保護することとして、要素に錯誤があった意思表示は無効とされている(民95)。この無効は、善意の第三者に対しても主張できる。しかし、表意者に重大な過失があるときには、表意者は保護されず、表意者は無効を主張することができない(民95但)。	契約の内容や相手方など、法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものに関して錯誤があった場合に、表意者を保護することとして、錯誤があった意思表示は取り消すことができるとしている(民95①)。この取り消しは、善意・無過失の第三者に対して主張できない(民95②)。また、表意者に重大な過失があるときには、表意者は保護されず、表意者は取り消しを主張することができないことがある(民95③)。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
13	56	14 ～ 15	意思表示は無効となる。	は、原則として、意思表示を取り消すことができる。	表意者	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
14	56	26	善意の第三者	善意・無過失の第三者		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
15	56	側注要素	 要素 法律行為または意思表示について要素というときは、その具体的な内容のうち、表意者にとって重要な意義をもつ部分をさす。	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載
16	57	4	善意の第三者	善意・無過失の第三者		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
17	57	10	善意の第三者	善意・無過失の第三者		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
18	57	表 項目名	善意の第三者への主張 削除	第三者への主張		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
19	57	表 心裡 留保	できない(解釈で) 削除	善意の第三者に主張できない		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
20	57	表 虚偽 表示	できない	善意の第三者に主張できない		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
21	57	表 錯誤	無効	取り消せる		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
22	57	表 誤誤	できる(解釈で)	善意・無過失の第三者に主張できない		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
23	57	表 詐欺	できない	善意・無過失の第三者に主張できない		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
24	58	5~8	ただ例外的に、承諾の意思表示については、申し込みの意思表示をした者は承諾の意思表示があることを期待しているのであるから、取引の迅速をはかるために、発信の時に契約が成立するものとされている(民526)。これを発信主義といふ。	これに対し、発信の時に意思表示の効力が発生するとされるものを発信主義といふ。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
25	58	11	民521	民523①		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
26	58	13	民524	民525①		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
27	64	13	消費貸借・使用貸借などがある。 ►p.79 ►p.67 識別	消費貸借などがある。 ►p.79 報		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
28	64	側注 アドバイス	アドバイス 消費貸借や使用貸借は、あとで学ぶように、要物契約であるので、契約が成立した時点では、借り主の返済義務だけが残つており、したがって、片務契約となるのである。	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
29	65	9	要物契約には、消費貸借・使用貸借などがある。	要物契約には、消費貸借（書面によるものを除く）などがある。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
30	72	7 ～ 10	<p>1 指名債権の売買</p> <p>売掛債権のように、特定の人を債権者とする債権を<u>指名債権</u>といふ。 削除</p> <p><u>指名債権</u>は、債権者である売り主Aと、その債権の買い主Bとの間では、契約だけで債権が移転する。</p>	<p>1 債権の譲渡</p> <p>売掛債権のように、特定の人を債権者とする債権は、債権者である売り主Aと、その債権の買い主Bとの間では、契約だけで債権が移転する。</p>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
31	72	17 ～ 18	<p><u>指名債権</u></p> <p>削除</p>	債権		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
32	72	図 キャブ ション	<p><u>指名債権譲渡の対抗要件</u></p> <p>削除</p>	債権譲渡の対抗要件		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
33	72	24 ～ 32	<p>2 指図債権の売買</p> <p>特定の人またはその指図人（その特定の人から指名された人）を債権者とする債権を<u>指図債権</u>といふ。指図債権は、あらかじめ債権譲渡による流通が予定されていて、証券が作られる。指図債権については、取引の迅速・安全をはかるため、その譲渡は、譲渡人と譲受人の合意だけでは効力が生じず、証券の裏書きと<u>引き渡し</u>によって効力が生ずるものとされ、通知・承諾という対抗要件は必要がないとされている（民469）。また、指図債権の譲渡には、動産より強い公信力が認められている（民520の5、小21）。</p> <p>削除</p>	<p>2 指図証券の譲渡</p> <p>債権が証券化されたものを有価証券といふ。たとえば、特定の人またはその指図人（その特定の人から指名された人）を債権者とする債権を証券化したものを<u>指図証券</u>といふ。指図証券は、あらかじめ債権譲渡による流通が予定されている。指図証券については、取引の迅速・安全をはかるため、その譲渡は、譲渡人と譲受人の合意だけでは効力が生じず、証券の裏書きと<u>交付</u>によって効力が生ずるものとされ、通知・承諾という対抗要件は必要がないとされている（民520の2）。また、指図証券の譲渡には、動産より強い公信力が認められている（民520の5、小21）。</p>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行			訂正理由	
34	73	2 ～ 17	<p>1 売り主の担保責任</p> <p>売買契約は、目的の財産権が完全なものとして代金が決められて結ばれる。つまり、売り主は、目的物が<u>完全だと保証(担保)</u>していることになる。そこで、もし目的物が<u>完全でなかった</u>場合には、当事者間の公平をはかるため、また、取引の信用を確保するために、売り主は、買い主に対して、一定の責任を負わなければならない。</p> <p><u>これを売り主の担保責任</u>という。</p> <p><u>売り主の担保責任は、売り主に故意・過失がなくても負わざる無過失責任である。</u></p> <p><u>売り主の担保責任を大きく分けると次の二つの場合になる。</u></p> <p><u>(a) 権利に瑕疵がある場合</u></p> <p>売買の目的物の数量が不足したり、権利が不完全な場合には、原則として、<u>権利の不完全なことを知らなかつた</u>買い主から売り主に対して、不足分の代金の減額や損害賠償の請求、<u>または</u>契約の解除の権利が認められている(民561～567)。その認められている具体例を次に示してある。</p>	<p>1 売り主の責任</p> <p>売買契約は、目的の財産権が完全なものとして代金が決められて結ばれる。つまり、売り主は、目的物が<u>契約の内容に適合していることに責任を負っている</u>ことになる。そこで、もし目的物が<u>契約の内容に適合していない</u>場合には、当事者間の公平をはかるため、また、取引の信用を確保するために、売り主は、買い主に対して、一定の責任を負わなければならない。</p> <p>売買の目的物の数量が不足したり、権利が不完全な場合には、原則として、買い主から売り主に対して、<u>追完</u>、不足分の代金の減額や損害賠償の請求、<u>および</u>契約の解除の権利が認められている(民562～565)。その認められている具体例を次に示してある。</p> <p>(p.73に「追完」の語句説明の側注を追加)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追完</p> <p>法律上要件を欠く行為について後から要件を補完して効力を生じさせること。</p> </div>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
3 5	7 3	図	担保責任の追及	売り主の責任の追及		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
3 6	7 3	図 キャプ ション	売り主の担保責任 副條	売り主の責任		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
3 7	7 3	1 8 ～ 2 0	① AがCの家屋を買い取ってBに転売するつもりでA・B間でその家屋を売買したが、A・C間での値段の折りあいがつかず、AがCから買取れなくなってしまったような場合(民561)。	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
3 8	7 3	2 1 ～ 2 4	② 300m ² あるという土地が実測してみたら280m ² しかなかったという場合(民565)。 ③ 地上権が設定されていない土地として売買したのに、その土地に他人の地上権がついていたという場合(民566)。	① 300 m ² あるという土地が実測してみたら 280 m ² しかなかったという場合(民562～564)。 ② 地上権が設定されていない土地として売買したのに、その土地に他人の地上権がついていたという場合(民565による562～564の準用)。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
3 9	7 3	2 5 ～ 2 6	しかし、買い主のこれらの請求や解除の権利は、 <u>その瑕疵(きず)を知ってから1年以内に行使しなければならない</u> (民564・565・566③)。	しかし、買い主のこれらの請求や解除の権利は、 <u>契約内容との不適合を知ってから1年以内に売り主に通知しないと行使できなくなる</u> (民566)。	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4 0	7 3	2 7 ～ 3 0	(b)物に瑕疵がある場合 売買の目的物自体に、外からわからない瑕疵(きず)がある場合がある。このような場合の売り主の担保責任を瑕疵担保責任という。この場合にも、瑕疵を知ってから1年以内にかぎり、損害賠償の請求または契約の解除ができる(民570・566)。	また、売買の目的物自体に、外からわからない契約内容との不適合がある場合がある。このような場合には、 <u>売り主は目的物の品質に関する責任を負う</u> 。この場合にも、 <u>不適合を知ってから1年以内に売り主に通知しないと、履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求および契約の解除ができなくなる</u> (民566)。 <u>ただし、売り主が引き渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかつたときは除かれる</u> (民566②)。	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
	7 4	1 ～ 1 1	 この瑕疵担保責任が適用されるのは、特定物の売買だけであって、書店で買った新刊書のページが抜けていたときのように、不特定物の売買の場合には、瑕疵担保責任は、いちおう適用されないものとされている。これは、不特定物の売買の場合には、買い主は、別の完全な物の引き渡しを請求できるし、一種の債務不履行として、損害賠償の請求や契約の解除もできるからである。 なお、商人間の売買では、取引を迅速にすませるために、買い主は、受け取った目的物をすぐに検査して、 <u>契約内容との不適合があればただちにこのことを売り主に通知しないと、これについて売り主の責任を追及できず</u> 、ただちに発見できない場合に、 <u>買い主が6か月以内にその不適合を発見したときも同様である</u> (商526①②)。 <u>ただし、売り主が悪意であった場合は除かれる</u> (商526③)。		

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
4 1	7 4	1 3	物に瑕疵がある例である。	契約内容との不適合がある例である。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4 2	7 4	1 6	相手がその債務を履行するまで	相手がその債務を履行（履行に代わる損害賠償債務を含む）するまで		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4 3	7 4	2 8 ～ 3 0	売買のような双務契約で、一方の債務が、当事者双方に責任のない原因で履行できなくなった場合に、 <u>だれがその損失を負担するか</u> というのが、 <u>危険負担</u> の問題である。	売買のような双務契約で、一方の債務が当事者双方に責任のない原因で履行できなくなった場合に、 <u>他方の債務が履行されなければならぬか</u> というのが、 <u>危険負担</u> の問題である。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
4 4	7 4	3 0 ～ 3 1	<u>その履行できなくなったことによつて生じる損失を債務者が負担する場合を危険負担における債務者主義といい、債権者が負担する場合を危険負担における債権者主義という。</u> <u>民法では、特定物の物権変動に関する双務契約については債権者主義(民534①)、また不特定物の物権変動については債務者主義を、それぞれとっている(民536)。しかし、危険負担に関する規定は、任意規定であり、当事者間の特約で別の取り決めをすることができる。</u>	<u>当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる(民536①)。債権者の責めに帰すべき事由によるときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない(民536②)。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
4 5	7 5	8 ～ 1 4	<p>しかし、買い主は、家屋が焼けて引き渡しを受けられなく<u>ても代金を支払わなければならぬ</u>。これが債権者主義の例であるが、この場合、<u>買い主は契約を結んだだけで家屋を取得できない</u>のに、<u>代金支払い債務が残ることになり、酷な結果になるといえよう</u>。そこで、家屋の引き渡しがなされてはじめて債権者主義が適用されるとか、<u>危険を売り主と買い主とが半々で負担すると取り決めるなど、特約があることが多い。</u></p>	<p><u>この場合、買い主は、家屋が焼けて引き渡しを受けられない</u>ので、<u>代金の支払いを拒むことができる</u>。</p>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4 6	7 5	上図	引き渡して もらえない のに、 <u>代金</u> <u>を払うの</u> <u>すかあ。</u>	引き渡して もらえない ので、 <u>代金</u> <u>の支払いを</u> <u>拒みます。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
4 7	7 5	上図	代金支払債務	<u>代金支払債務</u> <u>(拒むことが可能)</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

図書の記号・番号

商業354

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
48	75	15 ～ 19	同じ家屋焼失の場合でも、その家屋が賃貸借されているような特定物の権利の移転以外を目的とする契約にもとづく場合は、契約当事者双方の債務が消滅する(民536)。すなわち、債務者である家主は家屋を貸す債務を免れ、債権者である借家人は家賃支払いの債務を免れる。これは債務者主義の例である。	(削除)	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
49	75	下図		(削除)	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
50	75	側注 アドバ イス	<p>家屋の売買という双務契約の場合、家屋そのものについて引き渡しを求める債権をもつのは買い主であり、売り主は家屋引き渡しの債務を負う。</p> <p><u>つまり、買い主が債権者として危険負担を負う。</u></p> <p><u>代金の授受ということからみて買い主が代金支払債務を負い、売り主が代金受領の債権をもつといふように考えて、債権者主義について誤解をしないこと。</u></p>	<p>家屋の売買という双務契約の場合、家屋そのものについて引き渡し・登記移転を求める債権をもつのは買い主であり、売り主は家屋引き渡し・登記移転の債務を負う。</p> <p><u>他方、売り主は代金を請求できる債権をもち、買い主は代金を支払う債務を負う。引き渡し・登記移転と代金支払いが、それぞれの反対給付である。</u></p>		<p>客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				
51	76	5	<u>撤回</u>	<u>解除</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
52	76	5～6	また、 <u>これは無償契約なので、贈与者は担保責任を負わないのがたてまえである（民551）。</u>	また、 <u>贈与者は、贈与の対象となった物・権利を、贈与の対象とした時の状態で引き渡し、または移転することを約束したものと推定する（民551）。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
53	76	18	(6) <u>指名債権を譲渡する場合に、</u> <u>削除</u>	(6) 債権を譲渡する場合に、		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
54	76	20	(7) <u>指図債権については、</u> <u>削除</u>	(7) <u>債権の譲渡については、</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				
55	76	23	(9) <u>瑕疵担保責任が適用されるのは、特定物の売買にかぎられる。</u>	(9) <u>売買の目的物が契約の内容に適合しない場合、買い主は契約を解除することができる。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
56	76	24	<u>撤回</u>	<u>解除</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
57	77	1～2	(4) 双務契約で、一方の債務が、当事者に責任のない原因で履行できなくなったときに、 <u>だれがその損害を負担するかを定める制度。</u>	(4) 双務契約で、一方の債務が、当事者 <u>双方</u> に責任のない原因で履行できなくなったときに、 <u>他方の債務の履行を拒めるとする制度。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
58	77	5	ウ. <u>担保責任</u>	ウ. <u>売り主の責任</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
59	77	14	(5) 指図債権の譲渡は証券に[キ]することで行われる。	(5) 指図証券の譲渡は証券に[キ]し,交付することで行われる。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
60	78	14 ～ 16	この場合、民法によればどちらが危険を負担することになるか。また、当事者間でどのような特約を結ぶことが考えられるであろうか。	Aは代金の支払いを拒むことができるか。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
61	78	側注 解答の ヒント ③	③売り主の瑕疵担保責任の問題として考えてみよう。	③売り主の責任の問題として考えてみよう。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
62	78	側注 解答の ヒント ⑤	⑤贈与者の担保責任の問題として考えてみよう。	⑤贈与者の引き渡し義務の問題として考えてみよう。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
6 3	7 9	7 ~ 8	消費貸借は、要物契約とされており、物の引き渡しが行われないいうちは契約は成立しない。 <u>代表的なものとして金錢の消費貸借がある。</u>	消費貸借は、 <u>書面によるものを除き要物契約とされており、物の引き渡しが行われないいうちは契約は成立しない。たとえば、金錢の消費貸借がそうである。</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6 4	7 9	1 2 ~ 1 4	ところで、利息の率は契約によるが、特別の約束がない場合、 <u>民法上は年5分(民404)、商法上生じた債務に対しては年6分(商514)</u> とされている。 <u>この利率を法定利率という。</u>	ところで、利息の率は契約によるが、特別の約束がない場合は、 <u>その利息が生じた最初の時点における法定利率による(民404①)</u> 。	(p.79 にアドバイスの側注を追加) <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>アドバイス 法定利率は、令和2年4月の改正民法施行時は3%であるが(民404②)，市中金利を参考として、3年を一期とし、一期ごとに変動することとされている(民404③)。</p> </div>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6 5	8 0	2 3 ~ 2 4	賃貸借は、 <u>消費貸借のように要物契約とされておらず、諾成・双務・有償の契約である。</u>	賃貸借は、諾成・双務・有償の契約である。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
6 6	8 7	1 9	要物契約	諾成契約		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6 7	8 8	1 5	(6) 消費貸借は要物契約である。	(6) 消費貸借は、 <u>書面によるものを除き</u> 要物契約である。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6 8	8 8	1 9	要物契約	諾成契約		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
6 9	9 0	1 7 ～ 2 4	一定の期間、権利行使しないことによって、 <u>権利を消滅させる</u> 制度を消滅時効という。 <u>消滅時効の期間は、ふつうの債権については10年であるが(民167①)</u> 、商行為による債権は、迅速な処理を要するところから5年とされており(商522)、そのほか、商品代金は2年、飲食代金は1年など、特殊な債権についての短期時効が定められている(民169～174の2、会計法30など)。なお、債権または所有権以外の財産権については、 <u>時効の期間は20年とされているが(民167②)</u> 、所有権には消滅時効はない。	一定の期間、権利行使しないことによって、 <u>権利が消滅する</u> 制度を消滅時効という。 <u>債権の消滅時効期間は、二種類ある。</u> 一つは、債権者が権利行使することができることを知った時から5年間であり、もう一つは、権利行使することができる時から10年間である(民166①)。なお、債権または所有権以外の財産権は、 <u>権利行使することができる時から20年間である(民166②)</u> 。所有権には消滅時効はない。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
70	90	側注 アドバイス	 <p>債権の種類と時効期間の例 1年…飲食代金、宿泊代金、運送賃など 2年…学校などの授業料、商品代金、給料など 3年…医療費、請負人の工事代金など 5年…商取引による債権、地代、家賃など 10年…商人でない者同士の賃金債権など</p>	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
71	91	9	3 時効の中斷・停止・援用	3 時効の更新・完成猶予・援用		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
72	91	13	<u>時効の中斷</u>	<u>時効の更新</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
7 3	9 1	1 3 ～ 1 5	たとえば、時効の <u>中断事由</u> には、権利者から相手方に対して訴訟を起こすこと、相手方が権利を承認することなどがある(民147～157)。	たとえば、時効の <u>更新事由</u> には、権利者から相手方に対して訴訟を起こし、確定判決によって権利が確定すること、相手方が権利を承認することなどがある(民147②・152)。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
7 4	9 1	左図	<u>中断事由</u> の発生	<u>更新事由</u> の発生		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
7 5	9 1	左図 キャプ ション	時効の <u>中断</u>	時効の <u>更新</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
7 6	9 1	右図	<u>停止期間</u>	<u>完成猶予期間</u>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
77	91	右図	<u>停止事由</u>	<u>完成猶予事由</u>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	
78	91	右図	<u>停止事由</u>	<u>完成猶予事由</u>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	
79	91	右図 キャプション	時効の <u>停止</u>	時効の <u>完成猶予</u>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	
80	91	18	<u>1年の時効</u>	<u>消滅時効</u>	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
8 1	9 1	2 0 ～ 2 2	時効期間の終わり近くに、時効を中断しようと思ってもそれができないような事情があれば、時効は、その後中断ができるようになってから、一定期間たたなければ完成しないものとされている。これを時効の停止という。停止の事由には、天災や、債権者が未成年者または成年被後見人であるのに法定代理人がいない場合などがある(民158～161)。	時効期間の終わり近くに、時効を完成させるべきでないような事情があれば、時効は、その事情がなくなってから、一定期間たたなければ完成しないものとされている。これを時効の完成猶予という。完成猶予の事由には、裁判上の請求、強制執行、協議を行う旨の合意、天災、債権者が未成年者または成年被後見人であるのに法定代理人がいない場合などがある(民147～151・153・154・158～161)。	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	
8 2	9 2	6	後払いの飲食代金が1年を過ぎて、	後払いの飲食代金が消滅時効期間を過ぎて、	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	
8 3	9 4	1	民513① 削除	民513	客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				
84	94	9 ～ 12	<p>1 次の権利は何年で消滅時効にかかるか、根拠条文を示して答えなさい。</p> <p>(1) ふつうの債権 (2) 商品代金 (3) 飲食代金 (4) 授業料 (5) 引越運賃</p>	<p>1 次の文の[]のなかにあてはまる適切な数字を答えなさい。</p> <p>(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から[]年間行使しないとき、その債権は時効によって消滅する。</p> <p>(2) 権利を使用することができる時から[]年間行使しないとき、その債権は時効によって消滅する。</p> <p>(3) 債権または所有権以外の財産権は、権利を使用することができる時から[]年間行使しないとき、時効によって消滅する。</p>		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
85	94	20	(4) 時効の中断事由には、権利者から相手方に対して[オ]を起こすこと、	(4) 時効の更新事由には、権利者から相手方に対して[オ]を起こし、確定判決によって権利が確定すること、		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
86	97	5	広く債務不履行というが、それには次の三つの場合がある。	広く債務不履行といい、伝統的に次の三つの場合に分けて説明されてきた。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い変更を行うことが適切な体裁その他の記載
87	97	15	民415前段	民415①前段		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
88	97	脚注① 1～5	① 民法415条前段の履行遅滞（および不完全履行）の場合には、同条後段の履行不能の場合と異なり、「債務者の責めに帰すべき事由によって」ということばがないが、損害賠償の性質上、債務者に責任のあること（不履行について故意または過失があること）が必要だと解釈されている。なお、金銭債務については特例があり、不可抗力でも（故意または過失がなくても）債務者は責任を免れない、とされている（民419③）。 削除	① 債務の不履行が、契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債務者は損害賠償の責任を負わない（民415①但）。ただし、金銭債務については特例があり、不可抗力でも債務者は責任を免れない、とされている（民419③）。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
89	98	2	債権者は、相当の期間内に履行するように催告し、	債権者は、債務が履行されない場合に、その不履行が軽微でなければ、相当の期間内に履行するように催告し、		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律〔平成29年法律第44号〕が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
90	98	5	民542, 商525	民542IV, 商525		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
91	98	16 ～ 17	民415後段	民415②I		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
92	98	19	民543	民542①I		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
93	99	6	民415前段	民415①・542①I		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂 正 理 由
94	100	8 ～ 11	債務の内容が、債務者でなくともできる行為の場合、債務者に費用を出させて、その行為を第三者に行わせる方法である(民414②、民事執行法171)。物を運んだり、妨害物を取り除いたりするような債務について行われる。	債務の内容が債務者でなくともできる行為(物を運んだり妨害物を取り除いたりするような行為)の場合、債務者の費用でその行為を第三者に行わせる方法である。作為を目的とする場合は第三者に当該作為をさせる旨を、不作為を目的とする場合は債務者がした行為の結果の除去または将来のために適当な処分をする旨を、債務者の費用で行うよう裁判所が命ずる方法により行われる(民事執行法171①)。		客観的事情の変更(民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
95	111	側注 保証人	民450	民450①		誤記等
96	114	3	民432	民436		客観的事情の変更(民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
97	114	7	民433	民437		客観的事情の変更(民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行)に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業354
	ページ	行				訂正理由
98	126	表 法人の 不法行 為責任	民法44	一般法人法78		誤記等
99	132	16 ～ 20	ところで、金銭消費貸借の法定利率について、民法上は年5分(民404)であり、商法上生じた債務については年6分(商514)とされていると学習した。それは、個人同士で貸し借りした債権・債務の法定利率が年5分であり、商人が営業のために貸し借りした債権・債務の法定利率は、年6分ということである。 <small>p.79</small>	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
100	133	13	商507・508・521等 副 標	商508・521等		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
101	216	14	① 錯誤による無効の主張をする(民95)。	① 錯誤を理由に取り消す(民95)。		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	訂 正 理 由
	ページ	行			
102	217	表 アポイ ントメ ント・ セール ス	錯誤による <u>無効の</u> <u>主張など</u>	錯誤による <u>取り消</u> <u>しなど</u>	客観的事情の変更（民法 の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が 2020年4月1日より施行) に伴い明白に誤りとなつ た事実の記載
103	221	5～7	また、仕事の <u>瑕疵</u> について請負人は担保責任を負い、注文者は <u>それ</u> <u>をおおすように請求できる</u> （民 <u>634～636</u> ）。これらについても、特約がな されることが多い。	また、仕事の <u>契約不適合</u> について請負人は担保責任を負い、注文者は 修補、 <u>代金減額、損害賠償を請求したり、契約を解除したりするこ</u> <u>とができる</u> （民 <u>559による民562～564の準用</u> ）。これらについても、特約が なされることが多い。	客観的事情の変更（民法 の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が 2020年4月1日より施行) に伴い明白に誤りとなつ た事実の記載
104	252	2段目 う	売り主の担保責任 73	(削除)	客観的事情の変更（民法 の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が 2020年4月1日より施行) に伴い明白に誤りとなつ た事実の記載
105	252	2段目 か	瑕疵担保責任 73	(削除)	客観的事情の変更（民法 の一部を改正する法律 [平成29年法律第44号]が 2020年4月1日より施行) に伴い明白に誤りとなつ た事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
106	2 5 3	2段目 さ	指図債権.....72	指図証券.....72		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
107	2 5 3	2段目 し	時効の中止.....91 時効の停止.....91	時効の完成猶予.....91 時効の更新.....91		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
108	2 5 3	3段目 し	指名債権.....72	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
109	2 5 4	1段目 そ	贈与.....76	贈与.....75		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				訂 正 理 由
110	2 5 4	2段目 た	担保 73, 105 削除	担保 105		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
111	2 5 5	3段目 よ	要素 56	(削除)		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
112	5 7	図	善意の第三者	善意・無過失 の第三者		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
113	2 5 4	2段目 つ	追認 59	追完 73 追認 59		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載
114	2 5 4	2段目 て	定期建物賃貸借制度 86 定時株主総会 150	定期建物賃貸借制度 86 定型約款 53 定時株主総会 150		客観的事情の変更（民法の一部を改正する法律[平成29年法律第44号]が2020年4月1日より施行）に伴い明白に誤りとなつた事実の記載

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文	図書の記号・番号	商業 3 5 4
	ページ	行				
115	6 4	側注 アドバイス		<p>アドバイス</p> <p>双務契約・片務契約は、 契約当事者が対価的な関 係にある債務を負うかど うかが区別の基準となる。 これに対し、有償契約・ 無償契約は、契約当事者 が対価的な関係にある支 出をするかどうかが区別 の基準となる。</p>		変更が適切な体裁・記載 (学習者の理解を助ける ため)